

# 破産手続開始決定後に債権者の変更・追加または新たな債権者の判明が生じた場合の処理について

横浜地方裁判所第3民事部破産係

破産手続開始決定後に債権者の変更・追加または新たな債権者の判明が生じた場合は、当該債権者に対する「破産手続開始通知、免責についての意見申述期間・免責審尋期日の通知」については、**代理人が適宜の方法により通知してください**(通知については定型の書式はありません。)

裁判所からの通知は、申立時の債権者一覧表記載の債権者に対してのみ実施します。

なお、代理人において通知した後は、以下の書式に従って、**裁判所に上申書を提出してください**

平成 17 年 1 月 21 日

横浜地方裁判所 支部 御中

破産者 ○○○○代理人

弁護士 ○○ ○○ 印

## 債権者変更・追加の上申書

標記の事件につき、下記のとおり債権者の変更・追加がありましたのでお届けします。

なお、下記債権者に対し、破産者に対し、破産手続開始決定・破産廃止決定がされたこと並びに免責についての意見申述期間及び免責審尋期日を通知しました。

記

取引内容 原因欄の記号

A=現金借入 B=物品購入(クレジットを含む) C=保証 D=その他(具体的に記載)

番号	債権者名	債権者住所 (送達場所)	借入時期	現在の残高 (元利合計)
1	○○銀行(株)	〒111-1111	平成 12 年 4 月 1 日	15,041,367 円
		横浜市○○区○○町○丁目○番○号	}	
	①原因 A	②使途 自宅購入	③保証人 有	横山太郎
	④担保 有	抵当権	⑤差押等 有	担保権実行
⑥最終返済日		平成 年 月 日	/	一度も返済していない